

2024 年 4 月 24 日

〒272-8510 千葉県市川市八幡三丁目 3 番 1 号
京成電鉄株式会社 取締役会 御中

Palliser

Palliser Capital (UK) Ltd
Palliser House
Palliser Road
London
W14 9EQ

**京成電鉄株式会社 2024 年定時株主総会における Palliser Capital の提案¹ –
資本配分計画とオリエンタルランド株式持分の規模の適正化に関する勧告的決議**

謹啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

はじめに

弊社は、Palliser Capital (UK) Limited (その関連会社と併せて「パリサー」、「私たち」または「弊社」) を代表してこの書簡を送付します。弊社は京成電鉄株式会社(以下「京成」、「京成電鉄」または「貴社」)の株式を約 1.6% 保有しており、貴社の大株主の一社となっております。

私たちは、貴社の市場価値と本源的価値の間にある、継続的に存在する大きな価値の差異(価値のギャップ)を解消するために何が重要かについて、約 3 年にわたり敬意を持って貴社との議論を続けてまいりました。私たちの 3 ステップ・プランは、京成電鉄のステークホルダーに大きな利益をもたらす公平で合理的かつ効果的な解決策となっており、その点に関して貴社も見解を同じくしています。一方で、貴社の直近の自社株買いと OLC 株式の売却は極めて不十分なものであり、貴社において根本的で持続的な変革をもたらすための行動計画とはなっておりませんでした。

そのような背景から、過去数週間に亘り貴社とさまざまな選択肢を検討した結果、弊社は 2024 年 6 月開催の第 181 回定時株主総会の議題に以下の勧告的決議を議案として追加するよう、同封の通り株主提案を提出することとしました

以下で説明するように、この株主提案の目的は、取締役会が 2024 年 12 月 31 日までに資本配分計画を策定し、公表するよう株主が推奨するために、株主総会において法的拘束力のない勧告的な形式で株主が投票できる機会をつくることです。策定されるべき資本配分計画には、以下のような項目が含まれます:

- 成長志向の投資戦略とバランスの取れた株主還元の計画
- 2026 年 3 月 31 日までに株式会社オリエンタルランド(「OLC」)の持分比率が 15% 未満になるよう、取締役会が適切と判断した方法で保有規模を更に削減するための計画

勧告的決議の全文を含む正式な提案を、本書簡に同封します。弊社の提案は、議決権行使の結果のみを重視したものではなく、むしろ、経営陣が京成電鉄の価値を解き放ち、持続可能で長期的な成長を実現するための施策を実行す

¹ 本書簡の最後に Palliser Capital に関する情報を掲載しております。本書簡は免責事項に準拠しておりますので、免責事項と共にご確認ください。

るよう株主が望む(もしくは望まない)かどうか、株主総会という公正な投票の場で意見を表明する機会を一般株主に提供することを目的としています。

「次のステップ」のセクションに記載のとおり、貴社の通期決算発表が予定されている2024年4月26日の午後6時(日本時間)までに、弊社提案の勧告的決議が株主総会の議題に追加されることをご確認いただけますよう、謹んでお願い申し上げます。

今日に至るまでの建設的で相互を尊重したエンゲージメント

パリサーの投資チームは長年にわたって京成電鉄を密接にフォローしており、その過程で、貴社に対する包括的なデューデリジェンスを行い、多大な時間、コスト、労力を費やしてきました。私たちは、2022年初旬以降、小林社長を含む経営陣との多数の面談を含め、これまでにいただいた貴社とのエンゲージメントの機会に改めて感謝申し上げます。

貴社に対する長年の関心と、長期に亘る密度の高いエンゲージメントにより、貴社や経営陣について、独自の情報に基づいた知見が得られたと感じております。私たちの意図は常に、現在京成電鉄において活用されずに眠ったままになっている本源的価値を解き放ち、全てのステークホルダーにとって実りのある成長を促進することができる方法を見つけるために、貴社と建設的に協働することでした。

私たちは、上記のような考え、そして京成電鉄の長期的な将来に向けて最善の道を見つけたいという強い願いを持っていたため、短期的に実行可能な措置やその発表の方法について株主総会に先立ち貴社と共に取り組むために、貴社と弊社との間でのワーキング・グループの設置を提案しました。その目的は、貴社経営陣が、貴社のステークホルダーが京成電鉄に何を期待するかについて適切な情報を得た上で、その意見を反映した施策を策定することができるようにするためでした。しかしながら、弊社のそのような申し出は受け入れられませんでした。また、株主が株主総会において資本配分計画について投票できる機会を貴社の取締役会自身が作り、2024年度、そしてD2プランの検討に役立てるべきであるという弊社からの提案も、受け入れられませんでした。

このような理由から、今日私たちは勧告的決議を株主総会の議題に追加するよう自ら株主提案を行うに至りました。これは安易に決断されたものではありません。むしろ、貴社全ての株主が意見を直接取締役会に伝えることができるよう、慎重に考慮された結果です。

初めの一步を踏み出したものの、課題の根本的な解決には至っていない

私たちは、小林社長を含む経営陣が、貴社の足かせとなっている課題を認識しているだけでなく、将来の OLC 株式の保有割合の縮小を含む意義ある変革を達成するために包括的な施策が必要とされていることについて、私たちと基本的な見解を共有していることを対話を通じて学ぶことができ、心強く思いました。また、東京証券取引所(「東証」)および日本政府による日本市場全体における資本効率、ガバナンス、IR コミュニケーションの向上を目的としたイニシアティブの重要性を経営陣が理解していることも明らかでした。

前進の兆しは既に見えてきました。例えば、投資家とのコミュニケーションが徐々に改善されてきているのは、喜ばしいことです。また、株主還元を強化する手段として、取締役会が、OLC 株式 1%の売却に加え、貴社において初めてとなる自社株買いの決断を行ったことは歴史的であり、前進への期待が持てると考えています。

しかし、これらの直近の取り組みは本質的には短期的なものであり、現在京成電鉄のステークホルダーから貴社の真の価値と成長の可能性を奪っている根本的な問題に効果的に対処するための長期的な行動計画とはなっておりませ

ん。3月初旬、貴社が OLC 株式を売却することを発表した後、株価が約 10% 下落したことは、他の京成株主も弊社のそのような見解に同意していることを裏付けています

弊社は、貴社取締役会が、D2 プランにおいて、これまでの精彩を欠くアプローチと違った大胆な戦略を取るよう願っております。したがって、取締役会が株主を重要なステークホルダーの一員ととらえ、効率的な資本配分と OLC 株式の保有比率のさらなる削減の必要性についてその意見を問うことは、これまで以上に肝要であると弊社は考えています。

京成電鉄の顧客も長らく待ち望まれてきた変革を求めている

他のステークホルダーも、より抜本的な行動を求めています。以前に経営陣に共有させていただいた通り、2023 年 11 月に弊社が委託して行った消費者調査においては、京成電鉄を頻繁に利用する乗客約 2,000 人以上から、貴社におけるさらなる前向きな変化を支持する声が集まりました。調査終了時にお話させていただいたとおり、調査の対象者からは、パリスアーの提案に対し以下のような回答がありました：

- 約80%の回答者が、OLC株式の少なくとも一部を売却することで貴社がその資本を活用できるようにすることを支持しています。
- 約75%の回答者が、OLC株式に眠る潜在価値がサービス向上に活用されていないのは問題であり、京成電鉄はコア事業に注力すべきであるとの意見に同意しています。
- 約75%の回答者が、貴社が OLC の筆頭株主であり続けることよりも、コア事業を改善することの方が重要であると考えています。

弊社は、常に貴社取締役および経営陣を尊重することを優先してまいりました。そのため、経営陣の要請に応じて、本消費者調査の結果や京成のコア事業を強化するための投資プロジェクトの選択肢に関する詳細な分析資料等は公開しないようにしておりました。今後は、株主が勧告的決議を検討する際に十分な情報に基づいて全体像を理解することができるよう、弊社はこれらの資料を株主総会に先立って京成電鉄のすべてのステークホルダーに公開する予定です。

議論の場を広げ、全ての株主が声を上げることができるようにするためには

貴社の自社株買いに関する 2024 年 2 月 22 日付発表及び 1%の OLC 株式売却に関する 3 月 7 日付発表が不十分な内容であったこと、そして京成電鉄におけるより根本的かつ永続的な前向きな変化を求める株主やその他のステークホルダーからの支持があったことを受け、弊社は、[2023 年 10 月にパリスアーが公開した資料](#)において説明した千載一遇のチャンスが貴社が実現するためには、より広範なステークホルダーの議論への参加が早急に必要であると確信しました。

弊社は、貴社が前進するための最善の方法は、議論の場を全ての株主に向けてわかりやすく広げることであると確信しております。そのために、貴社は株主に対して弊社が提案する勧告的決議について投票する場を提供するべきであると考えております。これにより、株主は京成電鉄の価値を引き出し、成長を実現するための資本配分計画の改革について意見を表明できるようになります。

他の可能性を模索する過程において、弊社は、従前、取締役会が株主との広範なエンゲージメントに取り組むためのアイデアとしてこの勧告的決議を自発的に株主総会の議題に追加するよう非公開に求めてきましたが、その要請は受け入れられませんでした。したがって、弊社の株主提案は、それと同様の結果を達成することを目的としています。株主が貴社をより良い方向に導くために用いることができる他の手段には、取締役の変更や定款の修正等も考えられますが、それらは現段階において弊社が適切と考える方法ではありません。その代替案として、弊社の提案する3ステップ・プランの柱である資本配分計画について、京成電鉄の株主全員が発言することができる建設的かつ相互を尊重し

た方法として、私たちは勧告的決議を提案いたします。貴社が建設的に行動し、来る株主総会の議題として本提案を含めるようお願いしております。

勧告的決議について考慮すべき事柄

このような決議は、これまで多くの場面で使用されてきました。株主の投票を勧告的に(すなわち、会社や取締役に対して法的拘束力を持たない投票として)参照する方法として、日本を代表する企業の取締役会もこの仕組みを活用してきました。例えば、東芝は過去に、株主の「フィードバック」を促し、「株主の皆様との建設的な対話」を奨励する²勧告的決議を提案しています。

弊社が勧告的決議を提案する唯一の目的は、上記の例と同様に、投票結果が法的拘束力を持たない形で株主が意見を表明をできるようにすることです。勧告的決議に提案されていることを貴社が実施することは重要であると私たちは信じておりますが、その一方で、大事なものは決議の結果ではなく、投票の場そのものであります。なぜなら、この投票の場は、京成の重要なステークホルダーである株主が声を上げ、経営陣がそれを聞くことができるようにするため、また、東証や政府の多くの政策テーマに沿ったステークホルダー・エンゲージメントの取り組みを行う会社として、京成がオープンで透明性の高いガバナンスを行っていることを示すためのものだからです。

この勧告的決議については、他にも重要な点がいくつかあります：

- この勧告的決議は、経営陣の行動を規範的に型にはめるためのものではなく、実行可能で妥当な時間枠内において OLC 株式の保有比率を適切な規模まで削減するという目的のために、経営陣に大きな裁量権を残すものです
- この勧告的決議は、株主総会で取り上げられる通常の業務やその他の重要事項についていかなる形でも影響を与えるものではありません
- 簡単に言えば、この勧告的決議は、株主に発言権を与えるためのものであり、京成電鉄を愛する顧客と地域社会の住民、つまり長期的な視野を持つ最も広い意味でのステークホルダーを中心とした個人株主を含む多様な株主基盤を持つ京成電鉄にとって、理想的なアプローチです。私たちが出席したこれまでの株主総会で見られたように、京成電鉄の個人株主は地域社会や京成のコア事業の長期的な発展について強い関心を持っており、結果として勧告的決議に投票する株主のかなりの割合を占めることになるでしょう。これらの個人株主のほとんどは、経営陣と話すことができる機会や、エンゲージメントに費やすために必要なリソースや時間を持っていません。そのため、私たちの提案は、これらの個人や全ての株主に対して平等に発言の機会を与えるものです
- この勧告的決議は、資本配分計画のみに焦点をあてたものであり、京成電鉄の経営陣に影響を与えうる取締役会の構成等について考慮するものではありません
- この勧告的決議は、期待される株主還元の規模や目標を示唆するわけではなく、また、株主還元の大幅な追加を示すものでもありません。むしろ、バランスの取れた株主還元を行うよう、適切な資本配分計画を実行する際に経営陣に最大の裁量を与えるという理念に沿ったものです
- この勧告的決議は、短期的なものではありません。実際、資本配分計画全般に焦点を当て、特に OLC 株式の保有比率の規模の適正化が行われる期間を約 2 年間とすることで、長期的な安定性と一貫性を考慮しています

² 2022 年 3 月 24 日の東芝臨時株主総会のための招集通知において、東芝取締役会が提案した諮問決議に関する議案の要領及び議案の理由等の記載に基づく

弊社は、株主総会に向けて、本勧告的決議についてステークホルダーが適切な情報を得ることができるよう、追加的な資料を公開する予定です。

次のステップ

取締役会が、弊社の正式な株主提案に対して、**遅くとも日本時間の 2024 年 4 月 26 日午後 6 時まで**に、勧告的決議が株主総会の議題に含まれる旨を公的な形で表明いただき、その旨お返事いただけますよう、お願い申し上げます。

私たちは、勧告的決議案について投票する機会が、全てのステークホルダーと貴社に対して明確なメリットもたらすと取締役会も理解すると確信しております。議決権の行使結果に関係なく、この決議は、貴社の未来の中核となる課題に関して、重要なステークホルダーグループにとっての直接的ではあるものの法的拘束力のない投票の場として機能します。また、このような投票の機会は、株主との責任ある対話を通してステークホルダーとの合意を形成し、貴社のさらなる包括的な改革に向けた土壌を構築するための特筆すべき好事例となるでしょう。

このような機会を拒否するのであれば、取締役会は株主の意見に耳を傾けようとしていない、または株主が表明するかもしれない意見を恐れていると捉えられるでしょう。私たちは取締役会がこのように閉鎖的な対応をするとは考えておりませんが、もし前述の期限内に勧告的決議が議題として含まれることを確認しないのであれば、そのような決定に至った理由について明確に、かつ詳細に説明されるよう期待しております。

これまでと同様、建設的かつ相互を尊重したエンゲージメントを継続することが私たちの最優先事項であり続けます。そのため、弊社の提案の根底にある懸念事項や、次のステップについて課題の解決に等しくつながる代替案について議論を続けたいと希望されるのであれば、引き続きいつでも貴社のご都合に合わせて対応させていただきます。

謹白

以下の会社を代表して
Palliser Capital (UK) Ltd

James Smith

署名 : James Smith、最高投資責任者

同封資料 : Palliser Capital による株主提案

2024 年 4 月 24 日

〒272-8510

千葉県市川市八幡三丁目 3 番 1 号

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 小林敏也 殿

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-2

富国生命ビル 16 階

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

電話:03-5501-2111

FAX:03-5501-2211

通知人 Palliser Capital Master Fund Ltd.

上記通知人ら代理人弁護士 野崎 竜



同

河村 明雄



同

都築 翔



株主提案書

冠省

Palliser Capital Master Fund Ltd.(以下「請求者」といいます。)は、京成電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)の株主であり、6 か月前から引き続き 3 百個以上の議決権を有しております。

2024 年 6 月に開催される当社の第 181 期定時株主総会において、会社法に基づき、下記「第1」に記載の事項を株主総会の目的とすることを請求するとともに、下記「第2」に記載の議案の要領を株主に通知することを請求いたします。

第1 株主総会の目的とする事項

第1号議案 将来の株式会社オリエンタルランドの株式の処分を含む資本配分計画の導入の件

第2 議案の要領

(1) 第1号議案 将来の株式会社オリエンタルランドの株式の処分を含む資本配分計画の導入の件

ア 議案の要領

通知人は、本株主総会において以下の内容の決議をすることを求めます。取締役会は、この勧告的決議案を株主総会の議案とし、当社が保有する株式会社オリエンタルランド(以下「OLC」といいます。)株式の処分に関して株主の意思を諮った上で、その株主の意思を会社として充分尊重してこの課題に真摯に取り組むべきものと考えます。具体的な議案は以下のとおりです。

取締役会は、成長重視の投資戦略とバランスの取れた株主還元を促進し、もって当社の企業価値を向上させるための資本配分計画(以下「本計画」という。)を2024年12月31日までに策定・公表しなければならない。本計画には、2026年3月31日までに、当社が保有する OLC 株式に係る議決権の同社の総株主の議決権に対する割合を、15%未滿まで取締役会の決定する方法によって減少させる旨を含むものとする。

取締役会は、本計画に従って当社の資本配分に関する決定をしなければならず、その実施状況を少なくとも年1度、年次報告書にて開示するものとする。

イ 提案の理由

本議案は、資本政策を見直し、資本コストを意識した適切な資本配分を行なうこと、その一環として、低額の配当収入しか生まない OLC 株式持分を 15%未滿の保有比率まで削減し、売却代金を鉄道事業のサービス向上を含む将来の成長につながる投資、バランスの取れた株主還元に充てることを勧告的に求めるものです。かかる売却により、OLC 株式の巨額の価格下落リスクを減らすとともに、OLC 株式が時価評価の対象となり、著しく低い PBR など当社の財務の実態を隠す歪んだ会計処理を是正できます。売却を進める期限を区切り、且つ、その進捗を取締役会が注視する仕組みを導入することで、経営陣は OLC 株式の売却その他の資本政策を円滑に実行することができます。

その意味で、かかる仕組みの導入は、当社のガバナンスを改善する確実な第一歩です。また、この勧告的決議により、株主は、経営改善を求める願いを法的拘束力を持たない形式で経営陣に届けることができます。

Palliser Capital について

パリサー・キャピタルはロンドンを拠点とするグローバル・マルチ・ストラテジー・ファンドです。当社はバリュー志向の投資哲学を有し、幅広い資本構成の投資を手掛けています。当社は特に、企業及びその様々なステークホルダーとの建設的かつ相手を尊重する長期的なエンゲージメントによって、企業のポジティブな変化および企業価値向上を実現可能な投資機会に注力しています。

免責事項

本書は、英国の金融行為規制機構(以下「FCA」といいます。)によって認可および規制されている、PALLISER CAPITAL (UK) LTD(以下「PALLISER UK」といいます。)が発行したものです。本書に記載の内容は、PALLISER UK が直接的または間接的に運用または助言するファンド(以下「PALLISER FUNDS」といいます。)への投資の勧誘をするものではなく、勧誘を意図したものではなく、かかる勧誘と解釈されるものでもありません。

本書に記載の情報は PALLISER UK が所有する秘密情報であり、PALLISER UK の書面による事前の同意なしに第三者に開示または配布することはできません。本書に記載の見解は、本書の作成日における PALLISER UK およびその関係会社(以下総称して「PALLISER」といいます。)の見解を示しています。PALLISER は、本書に記載した見解を、いつでも、理由を問わず変更または修正する権利を留保しており、また本書に記載した情報を、訂正、更新、または修正する義務を負うものでもありません。

本書は、議論および情報提供のみを目的としたものであり、(a)有価証券その他の金融商品の売買の申込みもしくは申込みの勧誘、または有価証券その他の金融商品に係る投資事業への参加もしくは投資サービスへの申込みの勧誘を構成するものではなく、また、その発行によりいかなる法律関係も発生させるものではなく、(b)英国の 2000 年金融サービス市場法(その後の改正も含まれます。)に規定される「Financial Promotion」、(c)英国の FCA ハンドブック(以下「FCA ハンドブック」といいます。)に定義される「Investment Advice」、(d)FCA ハンドブック定義される「Investment Research」、(e)欧州連合規則 596/2014 および 2018 年の EU 離脱法(以下「2018 年 EU 離脱法」といいます。)第 8 条に基づき発せられた規制による改正を含み 2018 年 EU 離脱法第 3 条により英国国内法の一部としての EU 規則 596/2014 に定義される「Investment Recommendation」、(f)日本の金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第 28 条第 3 項に定義される「投資助言・代理業」、または(g)金商法第 28 条第 4 項に定義される「投資運用業」に該当するものではありません。本書に含まれるいかなる情報も、PALLISER による推奨と解釈されてはなりません。本書はいかなる投資判断の基盤としても意図されておらず、投資戦略を示唆するものでもありません。本書は、法律、税務、投資、財務等に関する助言ではなく、また助言と解釈されるものでもありません。

本書に記載の全ての情報は、京成電鉄株式会社(以下「対象会社」といいます。)および本書が言及する対象会社以外の会社に関する公開情報及び PALLISER によるその分析に基づくものです。公開情報には、対象会社及びその他の情報源による公的書類及び開示資料が含まれます。PALLISER は、公開情報として入手可能な全てのデータ及び情報の正確性及び完全性について、独自の検証を行うことなく依拠し、前提としており、かかるデータ及び情報の正確性について何ら表明又は保証するものではありません。PALLISER は、対象会社が PALLISER の見解および/または結論に反する可能性がある機密情報又は非公開情報を保有している可能性があることを認識しており、そのような情報を知った場合に PALLISER の見解を変更する可能性があります。

PALLISER、PALLISER FUNDS、これらの各取締役、役員、従業員、代理人及びアドバイザー(以下「PALLISER 関係者」といいます。)は、明示または黙示を問わず、以下の事項に関して、一切の表明、保証または約束を行わず、また一切の責任、債務または注意義務を負いません。(i)本書に記載の情報および意見が正確、公平、完全、または最新であるかどうかを含む、本書および本書の内容について、(ii)本書の日付後に、本書に含まれる情報および見解の更新またはその他の方法による、本書の受信者に対する追加情報の提供について(PALLISER 関係者はそのような義務を負うものではありません)、および(iii)PALLISER 若しくは PALLISER FUNDS の投資プロセス、または投資目的が達成される、または成功する可能性があること、あるいは PALLISER 若しくは PALLISER FUNDS の投資が利益を上げる、または損失を被らないことについて。過去のパフォーマンスは将来の結果を示唆するものではありません。法律で許容される範囲において、PALLISER 関係者のいずれも、直接的、間接的、派生的の如何を問わず、いかなる損失(本書に依拠したことに関連し又は起因して生じた利益の減少、損害、費用、請求、経費を含みますが、これに限りません。)に対しても責任を負いません。

本書に含まれるヒストリカルな情報を除き、本書に記載の情報および見解には、とりわけ対象会社の営業成績に関連して用意された対象会社の業績、対象会社の株式、債務その他対象会社の株式価値に関連する有価証券(以下「対象

会社株式等」といいます。)の評価、一般的な経済及び市場の状況、その他の将来の事象に関する見積りや予測を含む、将来予測に関する記述が含まれる場合があります。すべての将来予測に関する記述、見積り、予測は、本質的に不確実で、かつ重大な経済的、競争的、その他の不確実性及び偶発的要因の影響を受けるものであり、かかる記載は、いずれも説明のみを目的としています。実際の結果は、予測可能または予測不可能な要因により、本書の記載と大きく異なる場合があります。

本書の提供により、PALLISER およびその他の者との間に合意、契約、了解その他の法的関係が発生することはなく、発生したと見做されることもありません。PALLISER は、本書の受信者のために又はその代理人として、行動するものではなく、また、いかなる助言又はサービスを提供するものでもありません。PALLISER は、いかなる者に対しても、本書の主題に関連するアドバイスを提供する責任を負いません。本書の受信者は、行動方針を決定する前に、関連するリスク及び影響を検討し、必要と思われる場合には、自らの独立したアドバイザーと協議する必要があります。

PALLISER FUNDS は、対象会社に対して直接的または間接的に投資している場合があります。したがって、PALLISER は PALLISER FUNDS の対象会社に関するポジションの収益性に利害関係を有しています。PALLISER は利益相反の可能性があり、本書は中立的なものとは見なされてはなりません。本書のいかなる記述も、PALLISER または PALLISER FUNDS の現在若しくは将来の取引または投票の意図を示唆するものではなく、それらはいずれでも変更される可能性があります。

PALLISER は、継続的に対象会社への投資を見直す意向です。会社の財務状況、戦略的方向性、対象会社との協議の結果、全体的な市場環境、PALLISER が利用可能なその他の投資機会、及び希望する取引価格による対象会社株式等の入手可能性を含む様々な要因に応じて、PALLISER は、PALLISER FUNDS の投資の形態または実質(対象会社株式等を含みます。)を、売買、カバー、ヘッジ、またはその他の変更を、法律で認められている範囲及び方法で、PALLISER FUNDS のポジション開始以降いつでも(公開市場又は相対取引において)行うことができ、そのような変更を他者に通知する義務を負うものではありません。PALLISER はまた、PALLISER FUNDS による対象会社への投資について、適切と判断した行動をとる権利を留保します。

PALLISER は、いかなる第三者からも本書に含まれる記述又は情報の使用に対する許可を求めたり取得したりしていません。本書における記述又は情報は、ここに記載された見解を当該第三者が支持していることを示すものではありません。本書で使用されているすべての商標および商号は、それぞれの所有者の独占的な財産です。

貴社は、(i) PALLISER UK の事前の書面による同意なしに、重要な非公開情報(金融商品取引法第 166 条第 2 項に規定する「業務等に関する重要事実」又は金融商品取引法第 167 条第 2 項に規定する「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実」を含む。)に該当する可能性のあるあらゆる情報を、この文書を提供するかどうかにかかわらず、PALLISER または PALLISER FUNDS に対して開示しないことに同意し、また、PALLISER 及びいずれの PALLISER FUNDS も、かかる情報または本書に関して守秘義務その他の義務を負わないことに同意いたします。また、貴社は、(ii) PALLISER または PALLISER FUNDS のいずれも、本書の提供により、またはそれに関連して、いかなる有価証券の取引も制限されることを意図していないことを理解しています。